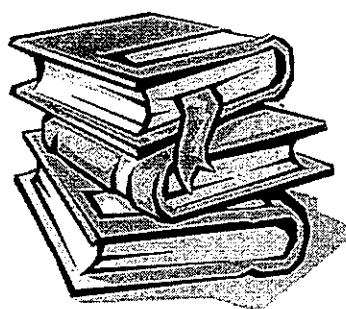


# 狛江市子ども読書活動推進計画



狛江市教育委員会

平成 15 年 11 月

## 計画策定の背景

読書離れと言われるようになってからすでに久しい。平成13年5月の全国学校図書協議会調査でも、1ヶ月に1冊も本を読まなかつた小学生は10.5%、中学生は43.7%となっています。

テレビの普及から今やパソコン、携帯電話、いわゆるコンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用して、多くの情報を何処からでも自由に検索し瞬時に手に入れるとともに、それを他人に伝えることもいとも簡単に行える時代となっています。このことは経済、生活文化等の向上・発展のうえからも大切なことであり、今後更に普及・発展することが予測されます。

しかし、のことによって児童から青少年までの幅広い年代における読書の量がより一層低下することが予想され、このままの傾向が進むと、表現力や創造力を身に付け豊かな感性を育てるという人間形成の一面向において大切な部分の発達が心配されています。

この子どもたちの読書活動推進のためには、大人の果たす役割りが大きく期待されますが、平成15年6月に文化庁が発表した『国語に関する世論調査』(16歳以上の男女3千人に対する調査)によりますと、1ヶ月に全く読書をしない人は38.0%の結果がありました。このように、子どもたちの成長を支える大人たちの読書量も決して充分でないことも大きな課題となっています。

このため、子どもの読書活動推進のためには、保護者、地域とが一体となって取組むことが求められています。

## 読書の必要性

『子どもの読書活動』は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていくうえで欠くことのできないものです(子どもの読書活動の推進に関する法律第2条)。

このように読書に親しむことは、興味や関心を深め、それを豊かに表現する力を身に付けることでもあり、国際化、情報化等によって人々の価値観が多様化する中で、相互に理解し合い、考え方や意思を明確に伝えるうえで必要なことであり、今日求められているところの『生きる力』を身に付けることにも通じるものです。

# 目 次

## 国の動向

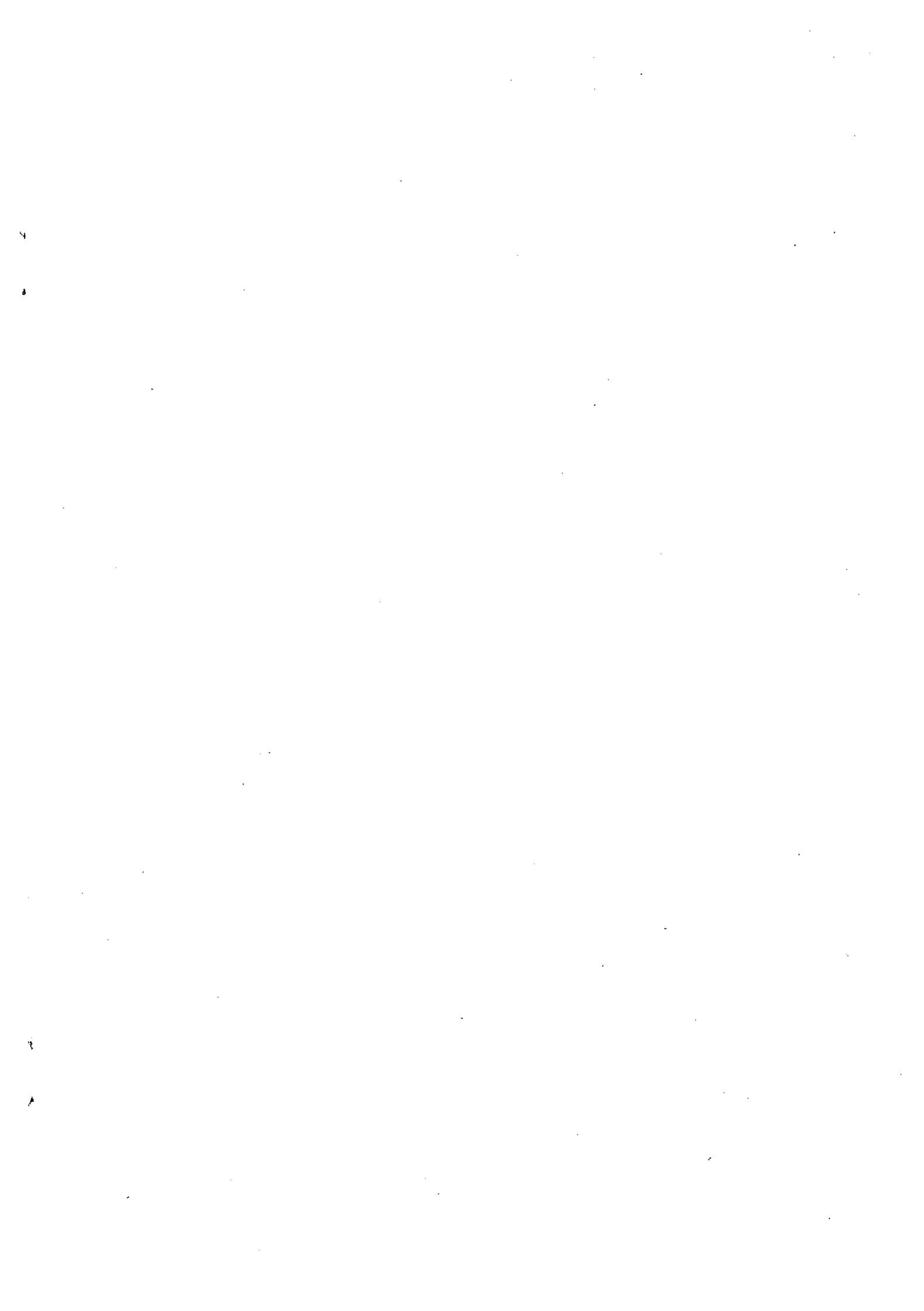
『子どもの読書活動の推進に関する法律』 .....	1
『子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画』 .....	1
『子ども読書の日』 .....	1
『学校図書館法』 .....	1
『公立義務教育諸学校の図書館の蔵書整備計画』 .....	1

## 東京都の動向

『東京都子ども読書活動推進計画』 .....	1
------------------------	---

## 狛江市の計画

<b>1 計画の内容</b> .....	2
①計画の目的 .....	2
②計画の対象 .....	2
③計画の期間 .....	2
④計画の性格 .....	2
⑤計画の推進体制 .....	2
<b>2 計画推進のための今後の施策</b> .....	3
1 教育委員会の取組み .....	3
«学校教育での取組み» .....	3
(1) 学校図書館 .....	3
(2) 司書教諭 .....	4
(3) 学校司書臨時職員 .....	4
«社会教育での取組み» .....	5
(1) 中央図書館 .....	5
(2) 西河原公民館学習情報室 .....	6
2 地域図書室との連携・協力 .....	6
(1) 地域センター図書室 .....	6
(2) やさきやま文庫（第三小学校図書館） .....	7
(3) 児童館 .....	7
3 その他の取組み .....	7
(1) (仮称) 箱庭図書館 .....	7
(2) 図書の循環システム .....	7



## 国の動向

### 『子どもの読書活動の推進に関する法律』

国は、子どもたちの読書離れを防ぎ、更に一層読書活動が充実されることを目指して、平成 13 年 12 月 5 日、『子どもの読書活動の推進に関する法律』(平成 13 年法律第 154 号)を制定し、同 12 日に公布・施行しました。また、本法律は国に対しては基本計画の策定を義務付け、都道府県・市町村に対しては努力義務と定めています。

### 『子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画』

平成 14 年 8 月 2 日、子どもの読書が推進されるよう、平成 15 年度から平成 19 年度までの概ね 5 年間にわたる施策の基本的方向を明らかにしています。

### 『子ども読書の日』

子ども読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、ユネスコが制定した『世界本の日』である 4 月 23 日を平成 14 年度から『子ども読書の日』と定めました。

### 『学校図書館法』

平成 13 年 3 月に学校図書館法の改正が行われ、平成 15 年 4 月から、12 学級以上の全ての小・中・高等学校に司書教諭の配置が義務付けられました。(ただし、教員業務と兼務)

### 『公立義務教育諸学校の図書館の蔵書整備計画』

平成 14 年から平成 18 年の 5 年間で、4 千万冊の図書の整備方針が出されました。ただし、所要財源は地方交付税で対応することとなっています。

## 東京都の動向

### 『東京都子ども読書活動推進計画』

国の『推進計画』の策定に伴い、平成 15 年 3 月に『東京都子ども読書活動推進計画』が策定されました。本計画は、東京都における子どもの読書活動の推進に関する施策の方向性や取組みを示すとともに、市区町村が子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画を策定する際の基本となるものと位置付けています。

## 狛江市の計画



### 1 計画の内容

#### ①計画の目的

『狛江市子ども読書活動推進計画』は、このような国や都の動きと合わせて、狛江の子どもたちが、読書活動に親しむことによって、豊かな人間性を育むとともに、読書を通して家庭と地域の教育力の向上を図るため、読書活動の計画的な推進を目的とします。

#### ②計画の対象

対象年齢は、概ね零歳児から18歳までとします。

・それは、幼児期から読書に親しむ機会をもつことが、読書に親しむきっかけとなるとともに、子どもたちを養育する保護者が子どもに対する読書への導き手となることを期待するからです。親が子に直接語ることによって、親と子の信頼関係が強まりますが、その保護者が子どもへの読み聞かせ等を行うのが概ね1歳前後からであること、また青少年の健全育成は行政の多くの施策にかかわるものであり、読書活動もその一環として重要な役割を担うからです。

#### ③計画の期間

平成15年度から平成19年度までの5年間を概ねの期間とします。ただし、計画の内容、取組み状況、利用者の意見等の把握に努めるため毎年見直しを行います。

・今自治体は地方分権と規制緩和、そして厳しい財政状況下にあります。このため行政の全ての分野において見直しが求められており、今後本計画と他の諸事業との頻繁な調整が想定されるため、中長期の計画は困難と思われます。

#### ④計画の性格

本計画は、『子どもの読書活動の推進に関する法律』第9条第2項の規定に基づく計画であり、狛江の子どもたちが読書活動に親しみ、健全な育成とそれを支援する家庭と地域の教育力の向上にも資するものとします。このため、計画の対象は狛江市域内にある中央図書館、西河原公民館学習情報室、学校図書館、地域センター図書室等を含むものとし、具体的な事業については、その時期等を明記するなどの方法により分かりやすい計画とします。

#### ⑤計画の推進体制

当分の間、学校教育部指導室と社会教育部中央図書館が連携をとりつつ推進を図っていきます。

## 2 計画推進のための今後の施策

市民の読書活動の中心となっている中央図書館、また小中学生の読書や調べ学習を支える学校図書館も現在資料等の要望に充分応える整備にはいたっていません。厳しい財政状況下でもあり、早急な充実は困難ですが、本計画を常に見直すことによって改善を図っていきます。

このため

- ①図書資料の充実にあたっては、中央図書館、西河原公民館学習情報室、学校図書館、地域センター図書室等、関係のある諸機関との連携を強化する。
- ②地域の方々や保護者の关心と理解を得る。
- ③読書活動の推進に取組む諸団体等との連携と人材の育成に努める。

以上を施策策定の基本認識とします。

### 1 教育委員会の取組み

#### 《学校教育での取組み》

読書活動の推進が図られるよう、学校の取り組みと合わせて社会教育その他読書活動に関する関係機関との連携を図ります。

- 1) 読書活動に関する啓発の充実
- 2) (仮称) 司書教諭連絡協議会の設置（発足）
- 3) 司書教諭と学校司書臨時職員との連絡調整の強化
- 4) 学校司書臨時職員の勤務時間、勤務内容等の見直し
- 5) 「泊江市子ども読書活動推進計画」の見直し

#### (1) 学校図書館

子どもたちの成長や興味・関心、学習との連携など、学校は子どもたちにとって最も身近で密接な読書活動の場所です。また、指導の工夫によって読書活動のもつ意義や目的に対する反応が最も理解できるという点からも、子どもたちの読書活動の中心であり、更に今後の成長に合わせた読書活動の基礎を形成するという意味においても重要な役割を担っています。

##### 【現状】

- 1) 週4日、1日4時間、市雇用の学校司書臨時職員を配置
- 2) 全校空調完備
- 3) 平成14年9月、全校に専用パソコン1台設置
- 4) 平成14年10月、パソコンを活用して市内図書施設との相互貸し出しシステムを開始
  - \*巡回配達車の活用
  - \*学校間の貸し出しが学校図書のデータベース化が未整備なため、パソコン使用は不可
- 5) 学校図書館法の改正により、平成15年度から12学級以上の全校に司書教諭の辞令を交付
- 6) 平成14年度からの新学習指導要領の実施により、横断的・総合的な学習を目指す総合的な学習の時間が始まり、図書室の資料を使っての調べ学習の機会が増え、利用率も向上している。

### 【今後の施策】

- |                              |                |
|------------------------------|----------------|
| 1) 環境整備                      | 【16年度予算要求と整備】  |
| ①図書資料の確保（新刊との入れ替えも含む）        |                |
| ②学校間のインターネットの接続              | （予算編成時に調整）     |
| *学校間の貸し出しシステムの充実（検索、貸し出し、返却） |                |
| *新規購入や廃棄に関する情報の交換            |                |
| ③備品の充実                       | （予算編成時に調整）     |
| ④室内の配置の工夫                    | （予算編成時に調整）     |
| 2) 図書のデータベース化                | 【16年度からの整備を希望】 |
| *図書管理の充実                     |                |
| *統計等の実態把握の充実                 |                |
| 学校間相互の貸し出しシステムの構築（再掲）        |                |
| 3) 読書時間の確保                   | 【校内で検討】        |
| 4) 校内体制の充実                   | 【校内で検討】        |

### (2) 司書教諭

司書教諭の役割は、学校図書館の管理運営、読書計画、教材としての活用の工夫等多岐に渡っています。しかし学校図書館法（昭和28年8月）成立以来長いこと設置が義務化されていませんでした。このため平成13年3月に学校図書館法が改正され、平成15年度から12学級以上の学校においては司書教諭を置かなければならぬこととなり、該当校の司書資格者に辞令の交付を行いました。

#### 【現状】

- 1) 本格的に始動するのが平成15年度からであり、現時点では制度として充分に機能しているとは言いたい。

#### 【今後の施策】

- |                       |          |
|-----------------------|----------|
| 1) 司書教諭の役割の明確化        | 【各校で検討】  |
| 2) 各校の司書教諭との連携        | 【15年度検討】 |
| (12学級以下で辞令交付のない学校も含む) |          |
| 3) 学校司書臨時職員との連携       | 【今後とも充実】 |
| 4) 司書教諭の持ち時間の軽減       | 【都へ要望】   |

### (3) 学校司書臨時職員

平成10年度から平成12年度の3年間で段階的に全小中学校に配置し、1日4時間、週4日勤務しています。

#### 【現状】

- 1) 有資格者であり、読書活動及び学習資料の提供等大きな役割を果たしている。  
2) 勤務内容に対応した、勤務時間配当の要望

#### 【今後の施策】

- |                     |          |
|---------------------|----------|
| 1) 司書教諭との連携         | 【15年度検討】 |
| 2) 学校司書臨時職員相互の連携と研修 | 【充実を図る】  |
| 3) 勤務時間の弾力化         | 【15年度検討】 |

## 《社会教育での取組み》

家庭と地域の教育力をどのように高めるかは、まちの文化を育てるうえから重要であるとともに、子どもたちの健全育成のうえからも大切なことであります。特に平成14年4月からの学校週5日制の実施によってこのことは更に大きな課題となっています。

平成13年7月、社会教育法の一部が改正され、家庭教育支援の充実が明確となりました。乳幼児や小学生に対する読書活動の充実は、読み聞かせ、あるいは読書への誘いをとおして家庭教育の向上を図る基本的な施策の一つであり、更に一層の充実に努めていかなければなりません。

### (1) 中央図書館

中央図書館は、狛江市における図書資料の最大の供給源ですが、既に手狭であり、施設整備も十分ではありません。このため、新たな建設が切望されていますが財政上の問題から暫く先の計画となっています。

しかし、現状の中で専門機関として読書活動を積極的に推進するため、様々な工夫を行い、図書情報や読書活動の機会を提供しています。

#### 【現状】

- 1) 幼児・児童・青少年向け図書の収集
- 2) パソコンによる市内図書施設、学校間との連携・協力及び配送サービスの実施、都立図書館等との相互協力
- 3) 冊子の配布及び絵本等の展示
- 4) 職員・ボランティアによるおはなし会、読み聞かせ等の実施
- 5) 講座等の実施
- 6) 平成14年8月にホームページを開設
- 7) 平成15年4月からブックスタートを実施
- 8) 『子ども読書の日』の事業実施

#### 【今後の施策】

- 1) 資料の充実及び保管場所の確保 【一部実施中】
- 2) 青少年に対するレファレンスの充実 【15年度検討】
- 3) 学校図書館、地域センター図書室等の担当者との連携 【今後とも努力】
- 4) 保護者に対する読書理解の促進 【今後とも努力】
- 5) 協力団体との連携と支援 【今後とも努力】
- 6) 青少年コーナーの設置 【15年度検討】
- 7) 専門職員の育成 【今後との努力】
- 8) 施設の充実 【今後とも努力】
- 9) 図書に関する啓発資料等の掲示・配布 【できることから実施】

## (2) 西河原公民館学習情報室

学習情報室での図書資料の貸し出しと閲覧室の提供によって、読書に親しむ地域の青少年及び保護者の要望に応えてきています。また、幼児・小学生低学年を対象とした『お話し会』を週1回実施し、本に親しむ機会と楽しさを覚えることの支援を行っています。

### 【現状】

- 1) 幼児・児童・青少年向け図書、CD、AVの収集
- 2) 他の図書施設との連携・協力
- 3) 冊子の配布
- 4) ボランティアによるお話し会の実施
- 5) 青少年コーナーの設置
- 6) BOOK便り等の情報の発信
- 7) サマーナイトアクション（中・高生を対象とした8月末1週間の開館時間の延長）

### 【今後の施策】

- 1) 資料の見直し及び充実（学校の課題図書、推薦図書等）
- 2) 青少年向け図書リストの作成、レファレンスの充実
- 3) リクエストへの対応
- 4) 歳時に合わせた資料の展示
- 5) 研修の実施

【16年度から実施】

## 2 地域図書室との連携・協力

### (1) 地域センター図書室

地域にある図書室は子どもたちにとって、身近な生活の中で触れることのできる貴重な場所です。地域センターにはそれぞれ図書室があり、中央図書館、学校図書館、西河原公民館学習情報室との密接な連携の下に読書活動が進められています。

### 【現状】

市内の4地域センターは、造りも広さも異なるため、児童・青少年に対する取組みも一様ではありません。まず来室を促し、図書室及び図書に親しんでもらうこと目的にコミック系を揃えているところや、センターでの実事業に合わせて関係図書を臨時にコーナーに設置するなどの工夫がとられているところもあります。

- 1) 学校の課題図書、推薦図書の展示
- 2) リクエストに対する積極的な対応
- 3) 歳時・行事等に合わせた図書の展示
- 4) 子ども一日図書館員の実施

### 【今後の施策】

- 1) 資料の充実
- 2) 学校の課題図書、推薦図書の充実
- 3) リクエストへの対応
- 4) 歳時に合わせた資料の展示
- 5) 関係者との連携

【努力】

【充実を図る】

【充実を図る】

【一部実施、要検討】

## (2) やさきやま文庫（第三小学校図書館）

学校週5日制への対応としての子どもたちの居場所づくりと、地域の教育力の向上の一環として幼児と保護者に利用されること等を目的に、平成14年8月開室しました。

### 【現状】

- 1) 毎週土曜日午前10時から午後4時まで（6時間）
- 2) 世話人1名配置
- 3) 利用率が低い

### 【課題】

- 1) 利用率の向上

- ①土曜日限定の親しまれる蔵書と幼児用図書の充実
- ②土曜日限定図書の保管場所の確保
- ③学習室としての活用のPR
- ④読み聞かせ等の事業の実施

【16年度予算要求】

【引き続き検討】

【引き続き努力】

【引き続き努力】

## (3) 児童館

岩戸児童センターと和泉児童館の2館があり、岩戸児童センターは平成13年度に、和泉児童館は平成14年度にいずれも社会福祉法人へ運営委託を行っています。蔵書数は決して十分ではありませんが、子どもたちの読書希望を的確に把握して、その期待に沿うような柔軟さが利用率を高め、図書に触れる貴重な場所の一つとなっています。このため、市内の図書関係機関と有機的な連携を更に進めていくことが課題です。

## 3 その他の取組み

### (1) (仮称) 箱庭図書館

読書活動の充実を図るには、身近なところに本があり、読書の楽しみを知る機会を作ることが大切です。このため、「身近に本を・身近で確保を・身近で管理を」を合い言葉に、公共施設には(仮称)箱庭図書室のような小さな場所が確保されると大変に好ましいと考えます。(当然リサイクル活用も含む)

### (2) 図書の循環システム

学校には学級図書があります。保育園、学童保育所等も図書と接することのできる場の一つであります。しかし、図書費の割合は多くないため、公共施設図書の重複本や、子どもの成長によって不要となった図書等を市民からの提供も含めて幅広く活用するシステムを検討します。

登録番号（刊行物番号）

H15—22

狛江市子ども読書活動推進計画

平成15年11月 発行

発行 狛江市教育委員会

編集 学校教育部指導室・社会教育部中央図書館  
狛江市和泉本町一丁目1番5号  
電話 03（3430）1111

印刷 庁内印刷

頒布価格 10円